

## 現行の介護予防サービスから総合事業のサービスへ移行しない事業所について

平成 29 年 4 月 1 日以降、総合事業のサービスを行う予定のない事業所については、平成 29 年度中に限り下記のとおり取り扱うことといたします。

### 記

- ・要支援認定者の請求については、認定更新のタイミングで予防給付（介護予防訪問介護又は介護予防通所介護）から総合事業費（訪問介護型サービス又は通所介護型サービス）に切り替えていただくことが原則となりますが、今後「訪問介護型サービス」及び「通所介護型サービス」の提供を行う予定がなく、指定の手続きを行わない事業所に限り、平成 30 年 3 月のサービス提供まで現行の予防給付での請求を可能とします。  
ただし、利用者については平成 30 年 3 月を待つことなく、計画的かつ確実に「訪問介護型サービス」及び「通所介護型サービス」への引き継ぎを行ってください。  
※豊齢力チェックリストにより総合事業の対象となった利用者へのサービス提供及び予防給付での請求は行えません。
- ・利用者の引き継ぎ終了を目途に、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」に係る廃止届を提出してください。
- ・地域包括支援センターでは、利用者ごとの認定更新のタイミングで介護予防サービスから総合事業のサービスに切り替わると想定し、介護予防ケアマネジメント及び給付管理を行います。地域包括支援センターが作成する給付管理票のサービスコード種別と事業所が請求を行う際のサービスコード種別が合致しない場合にはエラーとなり、返戻扱いとなりますので、利用者ごとの提供サービス及び報酬のサービスコードについて地域包括支援センターとの連絡・調整が必要となります。（下図参照）

